

貨物利用運送事業法（外国人国際第一種貨物利用運送事業（国際航空・外航海運））

1. 案内情報

- 手続名：・外国人国際第一種貨物利用運送事業の廃止の届出
- 手続根拠：・貨物利用運送事業法第41条
・貨物利用運送事業法施行規則第36条
- 手続対象者：・外国人国際第一種貨物利用運送事業を廃止した者
- 提出時期：・外国人国際第一種貨物利用運送事業を廃止した日から30日以内
- 提出方法：・外国人国際第一種貨物利用運送事業を廃止届出書を作成の上、総合政策局複合貨物流通課へご提出下さい。
- 手数料等：・なし
- 添付書類・部数：・添付書類はなし。
・提出部数については最寄の相談窓口へお問い合わせ下さい。
- 申請書様式：・最寄の相談窓口へお問い合わせ下さい。
- 記載要領・記載例：・最寄の相談窓口へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- 相談窓口：・別添「貨物利用運送事業・相談窓口一覧」をご参照ください。
- 受付時間：・最寄の相談窓口へお問い合わせ下さい。
- 申請書提出先：・別添「提出先一覧」をご参照ください。
- 連絡先：・別添「連絡先一覧」をご参照ください。